

電気需給約款

【法人向け低圧】

コスモでんきビジネス CES

2026 年 8 月 1 日実施

コスモエネルギーソリューションズ株式会社

目次

I 総 則	3
1 適用	3
2 供給約款の変更	3
3 定義	4
4 単位および端数処理	5
5 実施細目	5
II 契約の申込み	6
6 需給契約の申込み	6
7 需給契約の成立および契約期間	6
8 需要場所	6
9 需給契約の単位	6
10 供給の開始および方法	7
11 供給の単位	7
12 承諾の限界	7
III 契約種別および料金	7
13 契約種別	7
14 定額電灯	11
15 公衆街路灯	11
16 従量電灯	11
17 臨時電灯	13
18 低圧電力（動力）	15
19 臨時電力	16
IV 料金の算定および支払い	18
20 料金の適用開始の時期	18
21 検針	18
22 料金の算定期間	18
23 使用電力量の計量	19
24 料金の算定	19
25 日割計算	19
26 料金の支払義務および支払期日	20
27 料金その他の支払方法	20

28 延滞利息	20
29 保証金	21
V 使用および供給	22
30 適正契約の保持	22
31 力率の保持	22
32 需要場所への立ち入りによる業務の実施	22
33 電気の使用にともなうお客さまの協力	22
34 供給の停止	23
35 供給停止期間中の料金	24
36 違約金	24
37 損害賠償の免責	24
38 設備の賠償	24
VI 契約の変更および終了	24
39 需給契約の変更	24
40 名義の変更	24
41 お申し出による需給契約の終了	25
42 需給開始後の需給契約の終了または変更にとりなう料金および工事費の精算	25
43 解約等	25
44 需給契約終了後の債権債務関係	26
VII 供給方法および工事	26
45 供給方法および工事	26
VIII 工事費等の負担	26
46 工事費等の負担金の申受けおよび精算	26
47 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	26
48 保安等に対するお客さまの協力	27
49 調査に対するお客さまの協力	27
50 準拠法	27
51 管轄裁判所	27
附 則	28
別 表	29

I 総則

1 適用

- (1) この電気供給約款（以下「本供給約款」といいます。）は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、供給する電気を当社が小売するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。なお、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき当該一般送配電事業者と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給いたします。また、本供給約款とは別に当社との間で電気需給契約を締結している場合で本供給約款と内容の相違がある場合は、電気需給契約に定める内容を優先します。
- (2) 本供給約款は、一般送配電事業者の供給区域（北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社の各供給区域をいいます。ただし、離島を除きます。）内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

2 供給約款の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者の託送供給等約款の改訂その他系統連系の要件等技術的な事項または需給契約に関する手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率が変更された場合、燃料費の高騰等により約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、本供給約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の本供給約款によります。なお、当社は、あらかじめ変更後の本供給約款等の内容およびその効力発生時期を当社 WEB サイト上に掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法により周知いたします。
- (2) 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務に係る消費税等相当額を支払うものといたします。
- (3) 本供給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行なうことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行なう場合、当社 WEB サイト上のお客さまのページに掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。

ロ 契約変更後の書面交付を行なう場合には、当社 WEB サイト上のお客さまのページに掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法により行ない、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

ハ 上記にかかわらず、本供給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要の

みを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことといたします。

3 定義

次の言葉は、本供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (7) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
- (8) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (9) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (10) 夏季
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
- (11) その他季
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
- (12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (13) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (14) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの

期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 供給地点

一般送配電事業者が、当社に対して接続供給に係る電気を供給する地点をいいます。

(16) 需要場所

お客さまが、当社から供給された電気を使用する場所をいいます。

(17) 一般送配電事業者

一般送配電事業者（事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した者を含みます。）をいいます。

(18) 供給地点特定番号

対象供給地点を一意に特定するための識別番号をいいます。

(19) 接続供給

当社がお客さまに対して電気を供給するために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(20) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要な、当社と一般送配電事業者との接続供給契約をいいます。

(21) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

4 単位および端数処理

本供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、本需給約款において、契約電力として算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力は0.5キロワットと致します。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

本供給約款の実施上必要な細目の事項は、本供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、一般送配電事業者が、お客さまとの協議が託送供給等約款の実施上必要であると判断した場合、お客さまは、一般送配電事業者と協議をしていただきます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本供給約款を承認のうえ、需給契約に必要な事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申し込みをしていただきます。
- (2) お客さまの申込みにあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守していただきます。
- (3) 契約電力ならびに契約電力について代えて適用される契約電流および契約容量は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、原則として、お客さまからの申し出にもとづきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を当社所定の様式で提出いただくことがあります。
- (4) 一般送配電事業者の供給設備の工事を要する場合等は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、お客さまの供給開始希望日に応じられないことがあります。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (6) 当社は、電気需給契約の履行に必要な範囲のお客さまの情報を、一般送配電事業者に開示いたします。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、他に定めのない限り、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了の3か月前までに、当社またはお客さまのいずれかから、需給契約の終了または変更の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、契約の継続後は、新たな契約期間、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日ならびに供給地点特定番号を、当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

8 需要場所

需要場所は、託送供給等約款に定めるところによるものとします。

9 需給契約の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、次の場合を除き、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始および方法

- (1) 当社が、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。この場合の需給開始日は、以下のとおりとします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて改めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、需給契約の申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

Ⅲ 契約種別および料金

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定額電灯・公衆街路灯	定額電灯・公衆街路灯(定額制)(従量制)
	従量電灯	従量電灯 60 アンペア以下
	臨時電灯	従量電灯 6 キロボルトアンペア以上
電 力 需 要	低 圧 電 力 (動 力) 臨時電力	50 キロワット未満

※上記以外の契約種別は電気需給契約書及び別紙に定めます。また時間帯区分があるメニューの場合、その区分は該当地域のみなし小売電気事業者の約款の定めた区分に準じます。

14 定 額 電 灯

定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備は、原則として切り替え前の内容を引き継ぐものといたします。

(4) 料金

料金は、お客さまと協議により定めた需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(5) その他

当該一般送配電事業者は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

15 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯・定額制

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火栓標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって、公衆街路灯・従量制、公衆街路灯を適用することがあります。

ロ 料金

料金は、お客さまと協議により定めた需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費

調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イ によって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロ に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イ によって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロ に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといします。

ハ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、14 (定額電灯) に準ずるものといします。

(2) 公衆街路灯・従量制

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いします。

(イ) 関西電力送配電株式会社・中国電力ネットワーク株式会社・四国電力送配電株式会社の供給区域の場合は、契約容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。関西電力送配電株式会社・中国電力ネットワーク株式会社・四国電力送配電株式会社の供給区域以外の場合は、契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ、6 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯・定額制を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツといします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

ハ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量といします。

(ロ) 契約容量は、原則として切り替え前の内容を引き継ぐものとします。切り替え前の内容を引き継ぐことが適切でないと当社が判断する場合等には、お客さまからの申し出等を踏まえ、お客さまとの協議によって定めます。

二 契約負荷設備

契約負荷設備は、原則として切り替え前の内容を引き継ぐものといします。

ホ 料金

料金は、お客さまと協議により定めた最低料金、基本料金、電力量料金、および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イ によって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表

3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。また、当社は最低月額料金を設定する場合があります。

へ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、16（従量電灯）に準ずるものいたします。

(3) 公衆街路灯

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツもしくは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

ハ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量といたします。

(ロ) 契約容量は、原則として切り替え前の内容を引き継ぐものとします。切り替え前の内容を引き継ぐことが適切でないと当社が判断する場合等には、お客さまからの申し出等を踏まえ、お客さまとの協議によって定めます。

ニ 契約負荷設備

契約負荷設備は、原則として切り替え前の内容を引き継ぐものいたします。

ホ 料金

料金は、お客さまと協議により定めた基本料金、電力量料金、および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

へ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、16（従量電灯）に準ずるものといたします。

16 従量電灯

(1) 従量電灯 60 アンペア以下

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 関西電力送配電・中国電力ネットワーク・四国電力送配電エリアの場合は、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること（従量電灯 A 相当）。関西電力送配電・中国電力ネットワーク・四国電力送配電エリア以外の場合は、契約電流が 5 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること（従量電灯 B 相当）。
- (ロ) 1 需要場所において他の電気料金プランとあわせて契約する場合は、原則として契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

ハ 契約電流または契約容量

- (イ) 契約電流または契約容量は、原則として切り替え前の内容を引き継ぐものとします。切り替え前の内容を引き継ぐことが適切でないと当社が判断する場合等には、お客さまからの申し出等を踏まえ、お客さまとの協議によって定めます。
- (ロ) 一般送配電事業者は、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限する場合があります。なお、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、お客さまと電気需給契約書により定めた基本料金、電力量料金、および別表 1（再生可能エネルギー 発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサ

ービス調整額を加えたものといたします。また、当社は最低月額料金を設定する場合があります。

(2) 従量電灯 6 キロボルトアンペア以上

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。（関西電力送配電・中国電力ネットワーク・四国電力送配電エリアは従量電灯 B 相当、その他エリアは従量電灯 C 相当）
- (ロ) 1 需要場所において他の電気料金プランとあわせて契約する場合は、原則として契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

ハ 契約容量

- (イ) 契約容量は、原則として切り替え前の内容を引き継ぐものとします。切り替え前の内容を引き継ぐことが適切でないと当社が判断する場合等には、お客さまからの申し出等を踏まえ、お客さまとの協議によって定めます。
- (ロ) 一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限する場合があります。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

二 料金

料金は、お客さまと電気需給契約書により定めた基本料金、電力量料金、および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

17 臨時電灯

(1) 従量電灯 60 アンペア以下

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 関西電力・中国電力・四国電力エリアの場合は、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6キロボルトアンペア未満であること（臨時電力A相当）。関西電力・中国電力・四国電力エリア以外の場合は、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること（臨時電灯B相当）。
- (ロ) 1 需要場所において他の電気料金プランとあわせて契約する場合は、原則として契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 契約使用期間が 1 年未満の需要のものを対象といたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります

ハ 契約電流または契約容量

- (イ) 契約容量は、原則として切り替え前の内容を引き継ぐものといたします。ただし、切り替え前の内容を引き継ぐことが適切でないと当社が判断する場合等には、お客さまからの申し出等を踏まえ、お客さまとの協議によって定めます。
- (ロ) 一般送配電事業者は、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限する場合があります。なお、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、お客さまと電気需給契約書により定めた基本料金、電力量料金、および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします

す。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定され

た離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料 価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。また、当社は最低月額料金を設定する場合があります。

ホ 基本料金

基本料金は、1 月につき電気需給契約書に定めます。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額にしたものを適用いたします。

ヘ 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約書に定めます。

(2) 従量電灯 6 キロボルトアンペア以上

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。（関西電力送配電・中国電力ネットワーク・四国電力送配電エリアの臨時電灯B相当、その他エリアの臨時電灯C相当）
- (ロ) 1 需要場所において他の電気料金プランとあわせて契約する場合は、原則として契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 契約使用期間が 1 年未満の需要のものを対象といたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります

ハ 契約容量

- (イ) 契約容量は、原則として切り替え前の内容を引き継ぐものとします。切り替え前の内容を引き継ぐことが適切でないと当社が判断する場合等には、お客さまからの申し出等を踏まえ、お客さまとの協議によって定めます。
- (ロ) 一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限する場合があります。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

二 料金

料金は、お客さまと協議により定めた基本料金、電力量料金、および別表 1（再生可能エネルギー

発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ロによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

ホ 基本料金

基本料金は、1 月につき電気需給契約書に定めます。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額にしたものを適用いたします

ヘ 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約書に定めます。

(1) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電力の対象といたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものといたします。

18 低圧電力 (動力)

低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) または契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社もしくは一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電

事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、原則として切り替え前の内容を引き継ぐものとします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

料金は、お客さまと協議により定めた基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(5) 力率割引および割増し

原則として、他に定めのない場合は、力率割引および割増しは行いません。ただし、他に定めのある場合、あるいは当社との協議が調った場合のみ、力率割引および割増しを行います。力率割引および割増しを行う場合は、原則として切り替え前の電気機器の力率の値を引き継ぐものとし、これによらない場合はお客さまと当社で協議によって定めた値が、85パーセントを基準とし力率が90%の場合は基本料金を5パーセント割引し、80パーセントの場合は基本料金を5パーセント割増しいたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は85パーセントとみなします。

19 臨時電力

(1) 対象となるお客さま

契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものを対象といたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

ん。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、原則として切り替え前の内容を引き継ぐ、または、低圧電力に準じて定めます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、八によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき電気需給契約書に定めます。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額にしたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、電気需給契約書に定めます。

ハ 力率割引および割増し

原則として、他に定めのない場合は、力率割引および割増しは行いません。ただし、他に定めのある場合、あるいは当社との協議が調った場合のみ、力率割引および割増しを行います。力率割引および割増しを行う場合は、原則として切り替え前の電気機器の力率の値を引き継ぐものとし、これによらない場合はお客さまと当社で協議によって定めた値が、85パーセントを基準とし力率が90%の場合は基本料金を5パーセント割引し、80パーセントの場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は85パーセントとみなします。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となる場合は、臨時電力の対象といたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。

IV 料金の算定および支払い

20 料金の適用開始の時期

料金は、原則需給開始の日から適用いたします。

21 検針

検針は、託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者が行います。

22 料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は、託送供給等約款に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「検針期間」

といひます。)といたしします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む検針期間の終期までの期間または消滅日の前日を含む検針期間の始期から消滅日の前日までの期間といたしします。

23 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量は、託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量とし、料金の算定期間における使用電力量は、供給地点で、30 分ごとに計量される電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了させる場合は、終了日の前日を含む検針期間の始期から終了日までの期間といたしします。）において合計した値といたしします。
- (2) 当社は各月ごとに、検針の結果を一般送配電事業者から受領しすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、当社とお客さまとの協議によって定めます。

24 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、もしくは需給契約が終了した場合または需要場所を新たに設定した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

25 日割計算

- (1) 当社は、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金は、別表 4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 4-（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 4（日割計算の基本算式）(1)ホにより算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 22（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。また、22（料金算定期間）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割り計算をいたします。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じて計量値の確認をいたします。

- (5) 当社が日割計算に値しないと判断した場合は、日割計算は実施いたしません。

26 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
- イ 原則として、検針日といたします。一般送配電事業者との協議によって使用電力量を定める場合には、協議によって定められた日といたします。
 - ロ 検針日に、一般送配電事業者から接続供給電力量の値を当社が受領することができなかった場合、または計量データの欠損等により当社が接続供給電力量を確定できない場合は、当社が料金算定を行なった日といたします。
 - ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。
- (4) 需給契約にもとづいて発生した、お客様に請求する工事費負担金その他の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、当社が指定する日までに支払っていただきます。
- (5) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

27 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費等についてはそのつど、当社が指定した方法により支払っていただきます。
- (2) お客様が払込みによって料金を支払われる場合、料金を払い込まれたとき、当社に対する支払がなされたものといたします。
- (3) (1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 需給開始の日からその直後のお客様の供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合等、託送供給等約款に基づき、需給開始の日の直後の検針日の検針が行われなかった場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期日に支払っていただくことがあります。

28 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{\text{消費税等の税率}}{1 + \text{消費税等の税率}}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

29 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先立って、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金または工事費等を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金または工事費等を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が終了した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金または工事費等を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は年 0.2 パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預り日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。

ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間からのぞきます。

- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が終了した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

30 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、速やかに契約を適正なものに変更していただきます。

31 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。
- (2) 技術上必要がある場合には、当社は、進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。この場合の当該供給地点の 1 月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

32 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施行（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 48（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 34（供給の停止）、41（お申し出による需給の終了）または 43（解約等）により必要な処置その他本供給約款によって、需給契約の成立、変更等に必要な業務
- (6) その他託送供給等約款にもとづき、接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

33 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さま（当社のお客さまに限りません。）の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
- (3) お客さまは、電気の供給の実施にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

34 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合は、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (2) 託送供給等約款の定め反して、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合お客さまが次のいずれかに該当し、当社または一般送配電事業者がその旨を警告をしても改めない場合には、一般送配電事業者は、お客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - ホ 一般送配電事業者の託送供給等約款に定める業務の遂行を、正当な理由なく拒否または妨害した場合
 - ヘ 32（需要場所への立ち入りによる業務の実施）に反して、一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ト 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、当社がお客さまに対し、30（適正契約の保持）に定める適正契約への変更を求めたにもかかわらず、これに応じていただけないときには、一般送配電事業者により、電気の供給が停止されることがあります。
- イ 契約電力をこえて接続供給を利用する場合
 - ロ 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合
- (4) お客さまがその他託送供給等約款または法令等に反した場合には、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (5) (1)から(4)により電気の供給が停止される場合は、お客さまの電気設備において、一般送配電事業者による、供給の停止のための適当な処置が行われます。この場合には、一般送配電事業者の求めに応じて、お客さまに必要な協力をしていただきます。

35 供給停止期間中の料金

34（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 25（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

36 違約金

- (1) お客さまが不正に電気を使用し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

37 損害賠償の免責

- (1) 託送供給等約款の定めるところによって一般送配電事業者が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。43（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときは、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

38 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、一般送配電事業者の定める託送供給等約款に準じて、修理可能な場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は帳簿価額と取替工事費との合計額について賠償していただきます。

VI 契約の変更および終了

39 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、6（需給契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更を希望される場合、その契約は、変更完了日の属する月の翌月の検針日から変更されるものとする。

40 名義の変更

合併、相続その他の原因によって、新たなお客さまが、権利義務を包括承継し、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

41 お申し出による需給契約の終了

- (1) お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、原則として、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。当社から連絡を受けた一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された終了期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。この場合、必要に応じてお客さまに協力していただきます。お客さまが当社との需給契約を終了し、他の小売電気事業者との需給契約に変更しようとする場合の終了日は、お客さまが新たに需給契約を締結される他の小売電気事業者の供給開始日と同一の日といたします。
- (2) 需給契約は、43（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。
- イ 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が終了したものといたします。
 - ロ 当社および一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により電気の供給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

42 需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、需給契約の終了または変更の日に、託送供給等約款にもとづき当社が一般送配電事業者から請求された料金および工事費をお客さまから申し受けます。ただし、一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

43 解約等

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社はお客さまとの需給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、ただちに債務の全額を一括弁済するものといたします。
- イ 託送供給等約款に定める接続供給が停止される場合に該当することが電気の供給が明らかになった場合
 - ロ 料金の支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまと当社との間の他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ニ お客さまが本供給約款等によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費等相当額、その他本供給約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ お客さまがその他本供給約款等に反した場合
 - ヘ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合
 - ト お客さまが破産、民事再生その他の法的倒産手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申し立てをなした場合

- (2) (1)にかかわらず、当社が、事業の継続が困難と認められる事情が生じたことにより当該事業を廃止する場合、当社はお客さまとの需給契約を解除することができるものといたします。この場合、当社はあらかじめお客さまにその旨を当社 WEB サイト上に掲載する方法その他当社が適切と考える方法により周知するものといたします。
- (3) (1)または(2)にかかわらず、お客さまが、41（お申し出による需給契約の終了）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は終了するものといたします。

44 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

45 供給方法および工事

一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送供給等約款に定めるところによるものとします。

Ⅷ 工事費等の負担

46 工事費等の負担金の申受けおよび精算

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない一般送配電事業者が新たに施設する配電設備において工事が必要となる場合で、当社が託送供給等約款にもとづき、一般送配電事業者から工事費負担金を請求されたときには、その実費相当額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に対して希望する場合、その旨を当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまが希望する一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に依頼し、一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- (3) その他お客さまの都合にもとづく事情により当社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- (4) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1 需要場所において 2 以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (5) 当社が託送供給等約款にもとづき、一般送配電事業者から工事費負担金等を請求され、当該工事費負担金等相当額の請求を受けたときには、その実費相当額をお客さまより申し受けます。

47 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、当社が一般送配電事業者から請求された費用の実費相当額を工事費負担金としてお

客さまから申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、一般送配電事業者が測量監督等に多額の費用を要したときには、その実費相当額をお客さまから申し受けます。

IX 保安

48 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電所を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社または一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 一般送配電事業者が、必要に応じて、当社とお客さまとの需給契約の開始に先立ち、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行なうことがあります。

49 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者は、託送供給等約款の定めにより調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

X その他

50 準拠法

需給契約に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。

51 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

附 則

1 本需給約款の適用開始期日

本需給約款は、2026 年 4 月 1 日から適用いたします。

2 本需給約款の実施にともなう切替措置

2026 年 3 月 31 日以前から需給契約が継続する場合の電気料金その他の供給条件は、2026 年 5 月の料金に係る計量期間等の始期以降に使用される電気に適用するものとし、2026 年 5 月の料金に係る計量期間等の始期の前日までに使用される電気については、変更前の電気需給約款により料金を算定いたします。

なお、2026 年 4 月 1 日から 2026 年 5 月の料金に係る計量期間等の始期までの間に現在の契約内容を変更される場合には、新たな契約の適用開始日から本需給約款により料金を算定いたします。ただし、別に定めのある場合を除きます。

3 料金率に関する特別措置

あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまで、消費税等相当額を含まない料金率の適用を受ける場合、消費税等相当額を加算した料金率により料金を算定いたします。なお、当該料金率の単位は、1 銭とし、その端数は、切り捨てます。ただし、別に定めのある場合を除きます。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、□の場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の検針日または計量日から翌年の 4 月の検針日の前日または計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

□ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日または計量日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または計量日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定する契約種別の場合は、最低料金適用電力量（1 契約につき最低料金が適用される電力量をいいます。）までは、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措

置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとい
たします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受け
た場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を
取り消された場合、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2 燃料費調整①【2026 年 4 月 1 日実施電気需給約款【低圧】の燃料費調整の適用を受けている場合）

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にも
とづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、
100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は供給エリアごとに次のとおりといたします。

供給エリア	α	β	γ
北海道エリア	0.1874	0.0899	1.0036
東北エリア	0.0259	0.2563	0.8915
関東エリア	0.0048	0.3827	0.6584
中部エリア	0.0275	0.4792	0.4275
北陸エリア	0.0415	0.0745	1.2499
関西エリア	0.0140	0.3483	0.7227
中国エリア	0.0406	0.0992	1.1994
四国エリア	0.0875	0.0770	1.1770
九州エリア	0.0053	0.1861	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平
均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点
以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

供給エリア	基準燃料価格
北海道エリア	80,800 円
東北エリア	83,500 円
関東エリア	86,100 円
中部エリア	45,900 円
北陸エリア	79,800 円
関西エリア	27,100 円
中国エリア	80,300 円
四国エリア	80,000 円
九州エリア	27,400 円

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等
---	------------------

- (0) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう計量期間等は、前月の検針日または計量日から当月の検針日または計量日の前日までの期間といたします。

二 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

燃料費調整額は、各契約負荷設備ごとの口によって算定された燃料費調整単価の合計といたします。

(0) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定する契約種別については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

供給エリアごと、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

【北海道エリア、中国エリア、四国エリア】

		北海道エリア	中国エリア	四国エリア
電 灯	10ワットまでの1灯につき	0.671円	0.825円	0.598円
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.342円	1.649円	1.197円
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.683円	3.298円	2.393円
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.025円	4.948円	3.589円
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.708円	8.246円	5.982円
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3.354円	4.123円	2.991円
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.003円	2.463円	1.786円
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア	4.007円	4.926円	3.573円

	までの 1 機器につき			
	100 ボルトアンペアを こえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごと に	2.003 円	2.463 円	1.786 円

【東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エリア、関西エリア】

		東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア	関西エリア
電 灯	10 ワットまでの 1 灯 につき	0.765 円	0.710 円	0.905 円	0.641 円	0.641 円
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯に つき	1.529 円	1.418 円	1.812 円	1.282 円	1.282 円
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯に つき	3.059 円	2.837 円	3.623 円	2.563 円	2.563 円
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯に つき	4.588 円	4.255 円	5.434 円	3.846 円	3.846 円
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯に つき	7.647 円	7.092 円	9.057 円	6.409 円	6.409 円
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワット までごとに	7.647 円	7.092 円	9.057 円	6.409 円	6.409 円
小 型 機 器	50 ボルトアンペアま での 1 機器につき	2.285 円	2.119 円	2.705 円	1.914 円	1.914 円
	50 ボルトアンペアを こえ 100 ボルトアン ペアまでの 1 機器に つき	4.568 円	4.237 円	5.411 円	3.828 円	3.828 円
	100 ボルトアンペア をこえる 1 機器につ き 100 ボルトアンペ アまでごとに	4.568 円	4.237 円	5.411 円	3.828 円	3.828 円

【九州エリア】

		九州エリア
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	0.530 円
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1.059 円
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2.119 円
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3.179 円
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	5.298 円
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	5.298 円
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1.583 円
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3.165 円
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	1.583 円

□ 従量制供給の場合

供給エリアごとに、次のとおりといたします。

供給エリア	基準単価
北海道エリア	1 キロワット時につき：0.173 円
東北エリア	1 キロワット時につき：0.197 円
関東エリア	1 キロワット時につき：0.183 円
中部エリア	1 キロワット時につき：0.233 円
北陸エリア	1 キロワット時につき：0.165 円
関西エリア	最低料金適用電力量まで 1 契約につき：2.475 円 上記をこえる※1 キロワット時につき：0.165 円
中国エリア	最低料金適用電力量まで 1 契約につき：3.185 円 上記をこえる※1 キロワット時につき：0.212 円
四国エリア	最低料金適用電力量まで 1 契約につき：1.694 円 上記をこえる※1 キロワット時につき：0.154 円
九州エリア	1 キロワット時につき：0.136 円

※ 最低料金の適用がない場合を含みます。

2. 燃料費調整②【2021 年 7 月 1 日実施電気需給約款【低圧】の燃料費調整の適用を受けている場合）

（1）燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、

100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は一般送配電事業者エリア別に下記表の通りといたします。

一般送配電事業者	α	β	γ
北海道電力ネットワーク	0.4699 円	0.0000 円	0.7879 円
東北電力ネットワーク	0.1152 円	0.2714 円	0.7386 円
東京電力パワーグリッド	0.1970 円	0.4435 円	0.2512 円
中部電力パワーグリッド	0.0275 円	0.4792 円	0.4275 円
関西電力送配電	0.0140 円	0.3483 円	0.7227 円
北陸電力送配電	0.2303 円	1.1441 円	0.0000 円
中国電力ネットワーク	0.1543 円	0.1322 円	0.9761 円
四国電力送配電	0.2104 円	0.0541 円	1.0588 円
九州電力送配電	0.0053 円	0.1861 円	1.0757 円

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入致します。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

各式で用いる基準燃料価格は下記表の通りといたします。当社には基準燃料価格の上限はございません。

北海道電力ネットワーク	37,200 円
東北電力ネットワーク	31,400 円
東京電力パワーグリッド	44,200 円

中部電力パワーグリッド	45,900 円
関西電力送配電	27,100 円
北陸電力送配電	21,900 円
中国電力ネットワーク	26,000 円
四国電力送配電	26,000 円
九州電力送配電	27,400 円

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る検針日等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る検針日等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針日等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る検針日等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る検針日等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針日等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針日等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針日等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る検針日等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る検針日等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る検針日等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る検針日等

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、1キロワット時につき、次のとおりといたします。

一般送配電事業者	単価
北海道電力ネットワーク	0.197 円
東北電力ネットワーク	0.221 円
東京電力パワーグリッド	0.232 円
中部電力パワーグリッド	0.233 円
関西電力送配電	0.165 円
北陸電力送配電	0.161 円
中国電力ネットワーク	0.245 円
四国電力送配電	0.196 円
九州電力送配電	0.136 円

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整①【2026 年 4 月 1 日実施電気需給約款【低圧】の燃料費調整の適用を受けている場合】

離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は供給エリアごとに次のとおりといたします。

供給エリア	α	β	γ
北海道エリア	1.0000	-	-
東北エリア	1.0000	-	-
関東エリア	-	-	-
中部エリア	-	-	-
北陸エリア	1.0000	-	-
関西エリア	-	-	-
中国エリア	1.0000	-	-

四国エリア	-	-	-
九州エリア	1.0000	-	-

なお、各離島各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

□ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{(\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times (2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times (2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合、離島平均燃料価格は離島調整上限燃料価格といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{(\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times (2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

なお、各式で用いる離島基準燃料価格は供給エリアごとに次のとおりといたします。

供給エリア	離島基準燃料価格	離島調整上限燃料価格
北海道エリア	79,300 円	119,000 円
東北エリア	79,300 円	119,000 円
関東エリア	-	-
中部エリア	-	-
北陸エリア	79,300 円	119,000 円
関西エリア	-	-
中国エリア	79,300 円	119,000 円
四国エリア	-	-

九州エリア	79,300 円	119,000 円
-------	----------	-----------

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう計量期間等は、前月の検針日または計量日から当月の検針日または計量日の前日までの期間といたします。

二 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定する契約種別については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調

整単価を適用して算定いたします。

(1) 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

供給エリアごと、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

【北海道エリア、中国エリア】

		北海道エリア	中国エリア
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	0.004 円	0.004 円
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	0.009 円	0.009 円
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	0.018 円	0.018 円
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	0.025 円	0.025 円
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	0.043 円	0.043 円
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	0.021 円	0.021 円
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につ き	0.013 円	0.013 円
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき	0.025 円	0.025 円
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器 につき 50 ボルトアンペアまでごとに	0.013 円	0.013 円

【東北エリア】

		東北エリア
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	0.004 円
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	0.009 円
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	0.018 円
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	0.025 円
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	0.043 円
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	0.043 円
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につ き	0.013 円
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	0.025 円
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルト	0.025 円

	アンペアまでごとに	
--	-----------	--

【北陸エリア】

		北陸エリア
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	0.000 円
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	0.000 円
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	0.000 円
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	0.000 円
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	0.000 円
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	0.000 円
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	0.000 円
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	0.000 円
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	0.000 円

【九州エリア】

		九州エリア
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	0.013 円
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	0.025 円
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	0.052 円
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	0.077 円
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	0.129 円
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	0.129 円
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	0.039 円
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	0.077 円
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	0.039 円

八 従量制供給の場合

供給エリアごとに、次のとおりといたします。

供給エリア	離島基準単価
北海道エリア	1 キロワット時につき：0.001 円
東北エリア	1 キロワット時につき：0.001 円
関東エリア	-
中部エリア	-
北陸エリア	1 キロワット時につき：0.000 円

関西エリア	-
中国エリア	最低料金適用電力量まで1契約につき：0.017 円 上記をこえる※1 キロワット時につき：0.001 円
四国エリア	-
九州エリア	1 キロワット時につき：0.003 円

※ 最低料金の適用がない場合を含みます。

3. 離島ユニバーサルサービス調整②（【2021 年 4 月 1 日実施電気需給約款【低圧】の燃料費調整の適用を受けている場合）

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は一般送配電事業者エリア別に下記表の通りといたします。

一般送配電事業者	α	β	γ
北海道電力ネットワーク			
東北電力ネットワーク	-	-	-
東京電力パワーグリッド	-	-	-
中部電力パワーグリッド	-	-	-
関西電力送配電	-	-	-
北陸電力送配電			
中国電力ネットワーク	-	-	-
四国電力送配電			
九州電力送配電	1.0000 円	-	-

なお、各離島各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入致します。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島基準燃料価格－離島平均燃料価格)

$$\times \frac{(2)の離島基準単価}{1,000}$$

(d) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格－離島基準燃料価格)

$$\times \frac{(2)の離島基準単価}{1,000}$$

各式で用いるaは下記表の通りといたします。

北海道電力ネットワーク	-
東北電力ネットワーク	
東京電力パワーグリッド	-
中部電力パワーグリッド	-
関西電力送配電	-
北陸電力送配電	
中国電力ネットワーク	-
四国電力送配電	
九州電力	52,500 円

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る検針日等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る検針日等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針日等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る検針日等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る検針日等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針日等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針日等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針日等

毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る検針日等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る検針日等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る検針日等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る検針日等

二 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

（１）離島基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、1キロワット時につき、次のとおりいたします。

一般送配電事業者	単価
北海道電力ネットワーク	
東北電力ネットワーク	-
東京電力パワーグリッド	-
中部電力パワーグリッド	-
関西電力送配電	-
北陸電力送配電	
中国電力ネットワーク	-
四国電力送配電	
九州電力送配電	0.003円

4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりいたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、24（料金の算定）(1)口に該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ いたします。}$$

□ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割する場合

$$\text{最低料金適用電力量} = \text{お客さまと協議により定めた最低料金適用電力量} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{第1段階料金適用電力量} = \text{お客さまと協議により定めた第1段階料金適用電力量} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{第2段階料金適用電力量} = \text{お客さまと協議により定めた第2段階料金適用電力量} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間野日数}}$$

ハ □によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

また、24（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\square \text{の} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{歴日数}} \text{といたします。}$$

二 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 24（料金の算定）(1)イ、ハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 24（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季が共に含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ホ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 24（料金の算定）(1)イ、ハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 24（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりいたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの供給地点の属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が終了した場合

終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が終了した場合

そのお客さまの供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（終了日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

5. 休日等

本供給約款において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

1月4日（東北、北陸、中国のみ）

4月30日（北陸、中国を除く）

5月1日

5月2日

12月29日（東北のみ）

12月30日

12月31日